公益財団法人高知県のいち動物公園協会定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、公益財団法人高知県のいち動物公園協会と称する。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を高知県香南市に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は､高知県立のいち動物公園の維持管理運営､動植物に関する調査研究、動物の知識及び動物愛護思想の普及、及び野生動物の保護等を行い、自然に対する認識を深めることにより、県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）高知県立のいち動物公園の維持管理運営

（２）動植物に関する調査研究

（３）動物の知識及び動物愛護思想の普及

（４）野生動物の保護

（５）サポーター制度事業

（６）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 資産及び会計

（基本財産）

第５条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２ 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条 この法人の事業計画書・収支予算書及び資金調達並びに設備投資の見込みを記載した書類等については､毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を 受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２ 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３ 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

（基金の設置及び管理運用）

第１０条 基金の設置並びに管理及び運用に関する事項については、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第４章 評議員

（評議員の定数）

第１１条 この法人に、評議員３名以上５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１２条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２ 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１３条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３ 評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１４条 評議員は無報酬とする。

２ 評議員が、この法人の職務を行うため費用を要したときは、費用を弁償することができる。

３ 費用弁償の額は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」による。

（評議員の欠格事由）

第１５条　次に掲げる者は、この法人の評議員になることができない。

（１）法人法第１７３条第１項において準用する同法第６５条第１項各号に掲げられた者

（２）法人法第１７３条第１項において準用する同法第６５条第１項第３号に該当する罪刑又は第４号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（３）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第６条第１号に該当する者

（４）認定法第６条第１号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（評議員の地位の喪失）

第１６条　この法人の評議員は、前条各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。

第５章 評議員会

（構成）

第１７条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１８条 評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分又は除外の承認

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１９条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第２０条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２ 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第２１条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（決議）

第２２条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）役員に対する報酬等の支給の基準

（４）定款の変更

（５）基本財産の処分又は除外の承認

（６）その他法令で定められた事項

３ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４ 前１項から３項の規定にかかわらず、法人法第１９４条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２３条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（評議員会規則）

第２４条 評議員会の運営に関し必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほかは、評議員会において定めるものとする。

第６章 役員

（役員の設置）

第２５条 この法人に、次の役員を置く。

（１）理事 ３名以上１０名以内

（２）監事 ２名以内

２ 理事のうち、１名を理事長、１名を副理事長とする。
３ 前項の理事長をもって法人法第９１条第１項第１号の代表理事とする。

（役員の選任）
第２６条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
２ 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第２７条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３ 副理事長は理事長に事故があった場合に、その業務執行に係る職務を代行する。
４ 理事長は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２８条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２９条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２ 監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４ 理事又は監事は、第２５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第３０条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（役員の報酬等）
第３１条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤理事及び公認会計士又は税理士を業とする監事に対しては、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」及び「役員報酬の支給基準について」に従って算定した額の範囲内で報酬等として支給することができる。

（役員の欠格事由）
第３２条　次に掲げる者は、この法人の理事又は監事になることができない。
（１）法人法第１７７条において準用する同法第６５条第１項各号に掲げられた者
（２）法人法第１７７条において準用する同法第６５条第１項第３号に該当する罪刑又は第４号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
（３）認定法第６条第１号に該当する者
（４）認定法第６条第１号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（役員の地位の喪失）
第３３条　この法人の理事又は監事は、前条各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の役員としての地位を喪失する。

第７章 理事会
（構成）
第３４条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３５条 理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び副理事長の選定及び解職

（開催）
第３６条　理事会は、定時理事会として毎事業年度２回開催するほか、臨時理事会は必要がある場合に開催する。

（招集）
第３７条 理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は各理事が理事会を招集する。

（議長）
第３８条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第２項の規定により開

催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

（決議）

第３９条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第４０条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４１条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２ 前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第１２条についても適用する。

（解散）

第４２条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４３条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第５条第１７号に掲げる法人又は高知県に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４４条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は高知県に贈与するものとする。

第９章 事務局

（設置等）

第４５条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局には、事業を円滑に進めるために必要な所要の職員を置く。

３ 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免し、それ以外の職員は、理事長が任免する。

４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第１０章 公告の方法

（公告の方法）

第４６条 この法人の公告は、電子公告により行う。

２ 事故その他やむをえない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、高知新聞に掲載する方法による。

附 則

１ この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第１０６ 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２ 整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記 を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３ この法人の最初の理事長は、秋元厚志とし、最初の副理事長は、野村満雄とする。

４ この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

宮田速雄

石井一生

仙頭義寛

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
基本金	金　１００万円 確実な金融機機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて運用する。

附 則

この定款は、平成２６年３月２４日から施行する。

附 則

この定款は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この定款は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この定款は、令和７年４月１日から施行する。